

# 保険業法の制度と運用を見直し、 自主共済に対し保険業法の適用除外を求める請願書（案）

2008年1月 日

議会議長

殿

請願者

団体名 共済懇話会・京都

住所 京都市左京区聖護院川原町4-13  
教育文化センター5階

代表者 久保田 憲一 印

紹介議員

2006年4月1日施行された改正保険業法によって、各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営させてきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。

保険業法の「改正」の趣旨は、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的でした。

ところが、団体自治にもとづく助け合い共済まで、「改正」保険業法は保険業と同列に規制しようとしています。全国知的障害者互助会や、山で遭難した人を救助するための多額な費用を賄う共済、PTAなど一般の保険会社が扱わない「自主共済」をも規制する内容になってしまいました。こうした中、自らの共済を解散せざるを得なくなる団体なども相次ぎました。

そして、特定保険業を継続できるとした「経過措置」の期限が3月31日に迫っており、多くの団体は、苦渋の決断を余儀なくされています。このままでは、多くの健全に運営している「自主共済」を廃止に追いやり、国民生活に甚大な被害をもたらす結果となりかねません。

当面、「経過措置」期限を延期し、多くの自主共済が継続的に運営できるようにしなければなりません。

つきましては、下記の事項につき地方自治法第99条にもとづき国および関係行政庁に対し意見書を提出していただくよう請願いたします。

## 【請願項目】

- 1、自主的な共済を「改正」保険業法の適用除外にすること。
- 2、「特定保険業者に関する経過措置」期限を延長すること。